

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(平成一二年三月一七日)

(老発第二一四号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省老人保健福祉局長通知)
老人福祉法(昭和三八年法律第一三三号)第一七条第一項の規定に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)については、平成一一年三月三十一日付け厚生省令第四六号をもって公布され、平成一二年四月一日より施行されることであるが、基準の趣旨及び内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第一 一般的事項

1 基本方針

基準第二条(基本方針)は、特別養護老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものであること。

なお、同条第一項中の「健全な環境」とは、当該特別養護老人ホームが、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法第一九条、第四三条及び同法施行令第一二八条の規定に定める要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動等による影響、交通、水利の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が入所者の身体的、精神的特性に適合していることをいうものであり、「適切な処遇」とは、給食、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われることをいうものであること。

2 構造設備の一般原則

基準第三条(構造設備の一般原則)は、特別養護老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、特別養護老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものであること。

3 設備の専用

基準第四条(設備の専用)は、特別養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものであること。

4 職員の資格要件

(1) 基準第五条(職員の資格要件)第一項及び第二項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいうこと。

なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

(2) 同条第三項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

5 職員の専従

補足資料2

基準第六条(職員の専従)は、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇の万全を期すために、特別養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであること。したがって、特別養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。

なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、介護職員及び看護職員については、機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務を除き、原則として適用すべきでなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。

6 運営規定

基準第七条(運営規程)は、特別養護老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切な処遇を確保するため、同条第一号から第七号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第三号)

入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、当該居室の利用人員数)と同数とすること。

(2) 入所者の処遇の内容及び費用の額(第四号)

入所者の処遇の内容については、日常生活を送る上での一日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた処遇の内容を指すものであること。

費用の額については、介護保険等の費用の内容のほか、日常生活を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。

(3) 施設の利用にあたっての留意事項(第五号)

入所者が特別養護老人ホームを利用する際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。

(4) 非常災害対策(第六号)

次項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。

7 非常災害対策

(1) 基準第八条(非常災害対策)は、入所者の身体的、精神的特性にかんがみ、火災等の非常災害に際して必要な諸設備の整備及び避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものであること。

(2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第一七条の規定に基づく消防用設備等(同法第一七条の二第一項又は第一七条の三第一項の規定が適用される特別養護老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等)及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。

(3) 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則第三条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。なお、この場合、消防計画の樹立及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている特別養護老人ホームにあっては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホームにおいても防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせること。なお、特別養護老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和六二年九月一八日社施第一〇七号社会局長、児童家庭局長連名通知)」等により別途通知しているので留意すること。

8 記録の整備

基準第九条(記録の整備)は、特別養護老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者の処遇の状況等に関する一切の事実を正確に記録し、つねに当該特別養護老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。

(1) 運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月刊及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴
- (2) 入所者に関する記録
 - ア 入所者名簿
 - イ 入所者台帳(入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの)
 - ウ 処遇日誌
 - エ 献立その他給食に関する記録
 - オ 入所者の健康管理に関する記録
- (3) 会計経理に関する記録
 - ア 収支予算及び収支決算に関する書類
 - イ 金銭の出納に関する記録
 - ウ 債権債務に関する記録
 - エ 物品受払に関する記録
 - オ 収入支出に関する記録
 - カ 資産に関する記録
 - キ 証拠書類綴
- 9 経理の原則

特別養護老人ホームの運営に伴う収入及び支出は、経営主体である地方公共団体又は社会福祉法人の予算に必ず計上し、会計経理に当たっては、収支の状況を明らかにすること。

第二 規模及び設備に関する事項

1 規模

特別養護老人ホームの規模は、二〇人以上を入所させ得る規模を有することとしたところであるが、三〇人未満の入所規模の特別養護老人ホームについては、老人デイサービスセンター等の他の社会福祉施設と一体的に設置されているなど、夜間を含め二四時間の介護業務等についての勤務体制が確保されている必要がある。

また、「入所させることを目的とする他の社会福祉施設等」とは、身体障害者療護施設や老人保健施設などの夜間を含めて二四時間の介護業務等についての勤務体制が組まれている入所施設であり、一体的に運営することで効率的な運営と、本体事業の入所者を含めて適切な処遇が確保されている施設であること。

2 設備の基準

- (1) 特別養護老人ホームの建物は、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならないこと。ただし、入所者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を二階以上の階及び地下のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができること。
- (2) 特別養護老人ホームの設備は、当該特別養護老人ホームの運営上及び入所者の処遇上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができることとしたこと。なお、特別養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならないこと。

- (3) 居室について、個室を設ける場合の専用部分は、入所者が談話等を楽しむのに適した共用部分に直接面して設けることとされているが、この省令の施行の際に現に存する施設にあっては、この共用部分には、廊下等の活用により行われるものも含まれること。
- (4) 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。
- (5) 特別養護老人ホームにおける廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものであること。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいうこと。
- (6) 特別養護老人ホームに設置する傾斜路は、入所者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。
- (7) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法第七条第一項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。
- (8) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。
- (9) 汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有すれば足りるものであること。ただし、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。
- (10) 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。
- (11) 経過措置(基準附則第二条、第三条、第四条)

設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

汚物処理室に関する経過措置

この基準の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和六二年厚生省令第一二号)附則第四条第一項(同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四一年厚生省令第一九号)第一八条第二項第一六号の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、第一条第二項第四号(汚物処理室)の規定は、当分の間適用しないものである。(附則第二条)

一の居室の定員に関する経過措置

イ この基準の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準の施行の後の増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準「四人以下」については、「原則として四人以下」とする。(附則第三条第一項)

ロ この基準の施行の際現に存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第四条第二項(同令第四条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二〇条の規定に係る部分に限る。)の規定の適用を受けていたものについては、設備基準のうち一の居室の定員に関する基準は「四人以下」については、「八人以下」とする。(附則第三条第二項)

入所者一人あたりの居室の床面積に関する経過措置

この基準の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち入所者一人あたりの居室の床面積に関する基準「一〇・六五平方メートル以上」については、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上」とする。(附則第三条第一項)

入所者一人あたりの食堂及び機能訓練室の面積に関する経過措置

この基準の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち食堂及び機能訓練室の合計した面積「三平方メー

ルに入所定員を乗じて得た面積以上」の基準については、当分の間適用しないものである。(附則第四条)

第三 職員に関する事項

1 職員数

(1) 職員については、適切な特別養護老人ホームの運営が確保されるよう、第一二条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。

(2) 同条第一項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。

(3) 経過措置(基準附則第五条)

平成一七年三月三十一日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が四・一又はその端数を増すごとに一人以上でよいものとされている。ただし、できるだけ早期に三：一へ移行できるよう努めるものとする。なお、平成一二年四月一日以降に新たに開始される施設にあっては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を三：一以上とすることが望ましい。

(4) 用語の定義

「常勤換算方法」

当該特別養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(一週間に勤務すべき時間数が三二時間を下回る場合は三二時間を基本とする。)で除することにより、当該特別養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

「勤務延時間数」

勤務表上、当該特別養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

「常勤」

当該特別養護老人ホームにおける勤務時間が、当該特別養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(一週間に勤務すべき時間数が三二時間を下回る場合は三二時間を基本とする。)に達していることをいうものである。当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、特別養護老人ホームに老人デイサービスセンターが併設されている場合、特別養護老人ホームの施設長と老人デイサービスセンターの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

「前年度の平均値」

イ 基準第一二条第二項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げるものとする。

ロ 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)又は増床分のベッドに関して、前年度において一年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者数は、新設又は増床の時点から六月未満の間は、便宜上、ベッド数の九〇%を入所者数とし、新設又は増床の時点から六月以上一年未満の間は、直近の六月における入所者延数を六月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から一年以上経過している場合は、直近一年間における入所者延数を一年間の日数で除して得た数とする。

補足資料2

八 減床の場合には、減床後の実績が三月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。

第四 処遇に関する事項

1 入退所

基準第一三条第三項から第五項は、特別養護老人ホームが要介護者のうち、入所して介護を行うことが必要な入所者を対象としていることに鑑み、居宅での介護が生活環境を含めて可能な場合には、退所に対し必要な援助をすることを規定したものであり、安易に施設側の理由により退所を促すことの無いよう留意すべきものである。

2 入所者の処遇に関する計画について

- (1) 入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。
- (2) 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものである。
- (3) 当該処遇計画は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成一年三月三十一日厚生省令第三九号)第一条に定める「施設サービス計画」と同様のものので差し支えないこと。

3 処遇の方針

- (1) 基準第一五条第三項で定める「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。
- (2) 同条第四項において、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」旨を定めたところであるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする。

4 介護

- (1) 基準第一六条で定める介護の提供に当たっては、処遇計画の目標等を念頭において行うことが基本であり、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。なお、介護等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。
- (2) 同条第二項で定める入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。
- (3) 同条第三項で定める排せつの介護に当たっては、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。
- (4) 同条第四項で定める「おむつを使用せざるを得ない」場合には、入所者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、入所者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。
- (5) 同条第五項は、特別養護老人ホームは生活の場としての機能も担っていることから、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など入所者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (6) 同条第六項で定める「常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものであるとともに、二以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時一人以上の常勤の介護職員の配置を行うこと。

なお、介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。

5 食事の提供

基準第一七条に定める食事の提供に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 入所者の年齢、身体的状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うこと。
- (2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。
- (3) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。
- (4) 調理及び配膳にあたっては、食品衛生法施行規則別表第八の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。
- (5) 入所者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならないこと。
- (6) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後六時以降とすることが望ましいが、早くても午後五時以降とすること。
- (7) できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないこと。

6 相談及び援助

基準第一八条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

7 社会生活上の便宜の供与等

- (1) 基準第十九条第一項は特別養護老人ホームが画一的なサービスを提供するのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めることとしたものである。
- (2) 同条第二項は、特別養護老人ホームは、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。
- (3) 同条第三項は、特別養護老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとす

8 機能訓練

基準第二〇条に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練も含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならない。

9 健康管理

- (1) 基準第二一条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。
- (2) 同条第二項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特に特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅復帰後に特別養護老人ホームでの入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。
- (3) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有する者であることにかんがみ、つねに健康の状況に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めること。
- (4) 職員については、労働安全衛生規則第五〇条又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。
- (5) 定期的に調理に従事する者の検便を行うこと。

10 入所者の入院期間中の取扱い

- (1) 基準第二二条に定める退院することが明らかな場合とは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法によること。

補足資料2

- (2) 必要に応じて適切な便宜を供与とは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きやその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものであること。
- (3) やむを得ない事情がある場合とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まるなどの理由によりベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は基本的には該当しないことに留意すること。なお、当該例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入所生活介護の利用を検討するなどにより、入所者の生活に支障を来さないよう努める必要があること。
- (4) 入所者の入院期間中のベッドの利用にあたっては、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、入所者の退院時に円滑に入所できるよう計画的に行うこと。

1 1 勤務体制の確保等

基準第二四条は、入所者に対する適切な処遇の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。

- (1) 同条第一項は、特別養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表(建物の構造等から、夜勤を含めた介護の勤務体制を二以上で行い、その勤務体制ごと勤務表を定めている場合は、その勤務表。)を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
- (2) 職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務体制については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和六二年九月一八日社施第一〇七号社会局長、児童家庭局長連名通知)」により、三交代制を基本とするが、入所者の処遇が確保される場合は、二交代制勤務もやむを得ないものとする。併せて、同通知に定める宿直員を配置すること。
- (3) 同条第二項は、特別養護老人ホームは、原則として、当該施設の職員によって処遇を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。
- (4) 同条第三項は、当該特別養護老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

1 2 衛生管理等

基準第二六条第一項は、特別養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

- (1) 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) つねに施設内外を清潔に保つとともに、毎年一回以上大掃除を行うこと。
- (3) 老人ホームは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともにつねに密接な関係を保つこと。
- (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

1 3 協力病院等

- (1) 特別養護老人ホームは、入所者が身体的、精神的に著しい障害を有するため入院治療等を必要とする場合が極めて多いことにかんがみ、これらの者に対する医療的処遇を円滑に行うことができる一以上の協力病院をあらかじめ定めておくこと。併せて、入所者の口腔衛生等の観点から協力歯科医療機関についても、あらかじめ定めることが望ましいこと。
- (2) 基準第二七条第一項の協力病院及び第二項の協力歯科医療機関は、特別養護老人ホームから近距離にあることが望ましい。

1 4 秘密保持等

- (1) 基準第二八条第一項は、特別養護老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

(2) 同条第二項は、特別養護老人ホームに対して、過去に当該特別養護老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり具体的には、特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

1.5 苦情処理

基準第二九条第一項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、入所者にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示すること等である。

1.6 地域との連携等

基準第三〇条は、特別養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、特別養護老人ホームは地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

1.7 事故発生時の対応

基準第三一条は、入所者が安心して介護の提供を受けられるよう、特別養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずべきこととともに、入所者に対し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。このほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 特別養護老人ホームは、入所者の日常生活や処遇上に事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- (2) 特別養護老人ホームは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- (3) 特別養護老人ホームは、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。